

女性の就農環境改善計画

(令和5年度女性の就農環境改善支援事業)

実施するメニュー (該当に○)	第4の(1) (施設等確保の取組)	○
	第4の(2) (グループの新たな取組)	○

1 地域取組主体の概要

名称	アグリ倶楽部	
所在地	三重県伊賀市柘植町	
代表者	富井 健治	
主な組織の事業内容(注)	<p>安心安全で美味しい米作りをモットーに農業を行ってきた。独自に開発した有機肥料を使い、令和4年からはこれまでの減農薬栽培から無農薬栽培に切り替えて米作りをしている。独自の有機肥料を使うことで地力の向上を図り、収量の確保を図っている。また栽培した米は食味検査へも出し、平均値以上の成果を上げているが、より食味を向上させることも常に念頭に置き栽培している。米は個人の他に、地域のレストランや学生寮へも販売している。令和5年より野菜部門を新設し、地域で農業に興味のある女性たちもメンバーに加わった。長年農業に携わってきた代表らと、知識や経験が浅いが農業への意欲はある女性らが一緒になり、耕作放棄地を使い各種野菜、小麦、大豆などを栽培していく。</p> <p>また月会費として会員が運営費を出資しながら、農業をしたいが畑が無い地域住民にも声を掛け、農業従事者を増やしていきたい考えである。</p> <p>経営規模は30a(米)、10a(野菜)である。</p>	女性農業者の 人数：6名

(注) 主な組織の事業内容は、具体的に記載する。

2 事業実施体制

男女別トイレ・休憩室の設置	・ 工業者連絡：事務担当 着工立合：代表 トイレ設置：全員
先進地視察や研修	・ 女性農業者の知識・技術向上を図る 新規参加者の募集；女性担い手担当
米・野菜の販売 マルシェや農業体験会の開催	・ 新規女性農業者の発掘・受入；女性担い手担当

(注) 実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

3 女性の農業への呼び込み・定着・活躍のための取組計画（実績）

(1) 地域取組主体における女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題（注）

【社会情勢等を踏まえた地域の女性農業者の課題】

地域住民の高齢化(柘植地区の高齢化率 40%超)、住民数の減少により農業者が減っている。特に高齢の女性農業者は、一緒に農業をしてきた家族との死別や子世代の他地域への流出により 1人で重作業や機械操作が出来なくなり続けたくても離農せざるを得ない状況がある。他方で子育て世代の女性で農業への関心はあるが土地や知識がなく農業への一歩を踏み出せない人もいる。こうした女性たちのつながりが無く、うまく農業参加の循環が出来ていないことが課題である。

【現状の労働環境を踏まえた施設等の必要性（既存の施設等の利用状況を含む）】

現在、田畑にトイレ・休憩室がなく、まとまった作業が難しい。また、今後はマルシェや農業体験会を実施し気軽に農業に触れてもらう機会を提供し女性農業者を呼び込んでいきたいと考えているので、トイレ・休憩室の整備は不可欠である。

【その他女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題】

持続可能な農法で、美味しく安心して食べられるものを作りたいという私たちの思いに共感し農業を始めたいと思っている人、また農業に興味のない人とつながる場を提供していきたいと考えているが、まだまだそこに使える資金調達ができていないことが課題である。今回の助成金を活用し、メンバーの農業技術向上を図り収益をあげていくこと、またイベントを開催し女性農業者を発掘していくことが必要である。

(注) (2)、(3)の取組に係る具体的な課題を記載する。

(2) 女性の働きやすい環境を整備するための託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保にかかる計画（実績）

確保する施設等の区分		①託児スペース ②男女別トイレ ③更衣室 ④休憩スペース ⑤アシストスーツ、高さが調節できる作業台等の備品の確保 ⑥その他					
区分番号 (注1)	時期	確保場所	数量	利用する 女性農業 者(注2) の人数	事業費 (円)	国庫補助金	備考
②	R5.8	野菜畑(10a)の敷地の 離接地	1	6	679,800	679,800	
④	R5.8	野菜畑(10a)の敷地の 離接地	1	6	1,595,000	1,500,232	
⑥	R5.8	男女別トイレ土台	1	6	7,968	7,968	
計			2	12	2,282,768	2,188,000	

(注1) 「確保する施設等の区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。また、⑤又は⑥を選択した場合は、確保する施設等の名称も記載すること。

(注2) 農業者は、新規参入者、自営農業就農者（結婚を機に就農された者を含む）、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日以上従事のものとする。

農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。（3）において同じ。

(注3) 必要に応じて項目を変えずに行を追加すること。

（3）女性農業者グループの立ち上げ、グループ活動の開始又は発展のための新たな取組にかかる計画（実績）

取組区分		①商品等開発 ②先進地視察 ③会員募集・農業体験の受入等にかかる取組 ④研修会 ⑤マルシェ開催に向けた取組 ⑥その他					
区分番号 (注1)	時期	内容	実施 回数	参加する 女性農業 者の人数	事業費 (円)	国庫補助金	備考
②	R5.5 ~12	近隣県で有機農法や自然農 をしている所へ視察に行く	2	3	33,252	33,252	
⑤	R5.10	マルシェにて映画上映(『君の根 は』)や農業体験会を行う。	1	6	34,820	34,820	
計			3	9	68,072	68,072	

(注1) 「取組区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。

(注2) 必要に応じて項目を変えずに行を追加すること。

【事業成果及び今後の展開】

※第4の(2)「グループの新たな取組」のみ記載

※区分番号に対応するように記入ください。

※どのようにグループ活動の活性化及び今後の活動に繋がるか分かりやすく記入ください。

※できる限り、数値目標を入れてください。

※商品づくりに関しては、翌年度以降の販売事業計画も併せてご記入ください。

区分番号	事業成果、今後の展開
②	有機農法や自然農をしている農家を実際に訪れ、話を聞くことで、女性農業者の知識・技術の向上を目指していく。また有機農法・自然農に興味のある参加者も募り、そこから女性新規就農者を発掘する。
⑤	自分たちで作った農作物の販売や農作業体験ワークショップ体験などのマルシェを行う。購入した文献を使い、今注目している女性が増えてきている自然農などの学びを深めていき、農業体験やワークショップにつなげていきたい。映画上映会も行い、参加者60名以上を目標にする。農業に興味がある方はもちろん、ない方も参加してもらうことで、より多くの人と出会い、女性就農者を見つけていく。

4 本事業を活用した取組計画（注）

時期	取組内容・回数	備考
	<p>【女性の農業への呼び込み・定着・活躍のための応募団体における取組（既存の取組を含む）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ、休憩室を整備し、女性が気軽に来られる田畑の環境づくりを行い、来年度以降も継続して女性就農者を増やしていく。 ・先進地視察を行い、メンバーの農業技術向上、農作物収量アップ・収益アップを目指し、やりがいを持って農業に取組めるようにする。 ・現在はつながりのある女性で農業に興味のある者に声を掛けメンバーを増やしている最中。今後はマルシェ・農業体験会を実施しより多くの人と出会いながら農業へ参加、定着を目指していく。 <p>【本事業を活用した取組の実施方針】</p> <p>食料自給率が低い我が国において、昨今の社会情勢や環境の変化により、自分で食べるものを作るとことはますます</p>	<p>【目標】</p> <p>田畑見学10名 マルシェ参加者50名</p>

	<p>重要になってくる。安心して食べられるものを作る楽しさや作ったものを誰かに美味しいといってもらえることの喜びを共に分かち合いながら農業に携われる仲間を見つけていく。</p> <p>【具体的に実施する取組内容】</p> <p>月1回 定例会議</p> <p>→先進地視察やマルシェの為の打ち合わせ</p> <p>R5.7 トイレ、休憩室の設置による環境整備</p> <p>R5.6～12の間に二回 先進地視察</p> <p>R5.10 マルシェの開催</p> <p>先進地視察やマルシェは毎年の恒例行事にしていきたい。</p>	
--	--	--

(注) 3の取組を踏まえ、5の目標の達成のために実施する取組内容を具体的に記載する。

5 女性農業者確保の目標 (注)

翌年度末までの女性農業者の新規確保人数 (注)	事業実施年度	1 人
	事業実施翌年度	2 人
	合計	3 人
(女性農業者の新規確保人数の内訳) 自営農業就業者 人、雇用就農者 人、 アルバイト等 3人		

(注) 事業実施年度の翌年度末までの新規確保人数。

(参考)

上記女性農業者確保の目標に係る女性の確保の計画 (第4の(1)「施設等確保の取組」のみ記載)
【事業実施年度】 (取組予定業務) 野菜部門での生産 (採用時期) R5年12月 (人数) 1人
【事業実施翌年度】 (取組予定業務) 野菜部門での生産 (採用時期) R6年4～12月 (人数) 2人

※必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。